



秋田県公報

目次	ページ
----	-----

告示	1
保安林の指定の解除(八六七・森林整備課).....	1
大規模小売店舗の名称、設置者等の変更に関する届出(八六八・商工業振興課).....	1
道路区域の変更及び供用開始(八六九・八七二・道路環境課).....	2
道路区域の変更(八七二・八七三・道路環境課).....	3

告 示

道路の供用開始(八七四・道路環境課).....	4
公 告	
土地改良区の役員の退任の届出(秋田地域振興局農林部).....	5
土地改良区の新たな土地改良事業の施行の認可申請を適当とする旨の決定(仙北地域振興局農林部).....	5
市町村営土地改良事業計画の変更の同意(北秋田地域振興局農林部).....	5
選挙管理委員会告示	
選挙権を有する者の総数の五〇分の一の数及び三分の一の数(一三五).....	5
各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(一三六).....	5

秋田県告示第八百六十七号
 保安林(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第一項の規定により、
 次の森林について保安林の指定を解除する。
 平成十六年十一月二日
 秋田県知事 寺 田 典 城

郡 市		大 字		字		地 番		全 面 積		保安林面積	保安林解除	指定の目的	解除の理由
								(平方メートル)		(ヘクタール)	(ヘクタール)		
本荘市	石脇	田頭	田中	二〇六の二七	一三七	一、五九三	〇・一四五六	〇・一六六七	〇・一四五六	〇・一四五六	〇・一六六七	風害の防備	指定理由の消滅
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〇・一六六七	〇・一六六七	〇・一六六七	〇・一六六七	〇・一六六七		

(関係図面は、省略し、農林水産部森林整備課及び由利地域振興局農林部並びに本荘市役所に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第八百六十八号
 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。
 なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項につ

いて意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べる事ができる。
 平成十六年十一月二日
 秋田県知事 寺 田 典 城

一 届出事項の概要

- (一) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
イオン株式会社 代表執行役 岡 田 元 也
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番一
- (二) 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称)本荘ショッピングセンター
本荘市石脇字田尻一外
- (三) 変更した事項
(1) 大規模小売店舗の名称
ア 変更前 (仮称)本荘ショッピングセンター
イ 変更後 イオン本荘ショッピングセンター
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
ア 変更前
イオン株式会社 代表執行役 岡 田 元 也
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番一
イ 変更後
イオン株式会社 代表執行役 岡 田 元 也
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番一
ジャスコオート株式会社 代表取締役 本 田 進
千葉県千葉市美浜区中瀬二 六
株式会社オンデーズ 代表取締役 森 部 好 樹
東京都新宿区高田馬場一 十七 十八
株式会社たけうち 代表取締役 竹 内 實
兵庫県赤穂市加里屋二千六百六十四番地八
- (四) 変更の年月日

一 道路の区域及び供用開始の区間

道路の種類	旧新別		路 線 名	区 間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧				
一般国道	新	旧	三百四十一号	鹿角市八幡平字熊沢国有林三三三八林班ろ小班から三三三九林班ろ小班まで	一四・〇〇〇～四二・〇〇〇	〇・一三三
			三百四十一号	"	一一・〇〇〇～一八・〇〇〇	〇・一二五

二 供用開始の期日 平成十六年十一月二日

三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (一) 平成十六年十月二十六日
変更する理由
- (二) 届出年月日
平成十六年十月十九日
- (三) 関係書類の縦覧場所及び期間
縦覧場所
県庁第二庁舎一階 県政情報資料室
本荘市役所 商工観光課
- (四) 縦覧期間
平成十六年十一月二日から平成十七年三月二日まで
- (五) 意見書の提出先
秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課
- (一) 意見書に添付する書面に記載すべき事項
意見を述べる者の氏名及び住所
- (二) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
意見を述べる理由

秋田県告示第八百六十九号
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。
平成十六年十一月二日

秋田県知事 寺 田 典 城

(一) 場所 建設交通部道路環境課
 期間 平成十六年十一月二日から同月十五日まで

秋田県告示第八百七十号

一 道路の区域及び供用開始の区間

道路の種類	旧新別		路 線 名	区 間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧				
一般国道	新	旧	三百四十一号	鹿角市八幡平字赤平二二〇番地先から一〇番地先まで	一五・〇〇〇〇三四・五〇	〇・一〇二
	新	旧	三百四十一号	"	一八・〇〇〇〇三四・五〇	〇・一一七

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。
 平成十六年十一月二日

秋田県知事 寺 田 典 城

(一) 場所 建設交通部道路環境課
 期間 平成十六年十一月二日から同月十五日まで

一 道路の区域及び供用開始の区間

道路の種類	旧新別		路 線 名	区 間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧				
県 道	新	旧	本荘西仙北角館線	仙北郡西仙北町土川字関田二一六から字鳥井野五八まで	二〇・〇〇〇〇三二・〇〇〇	〇・一一四
	B			"	二〇・四〇〇〇六九・〇〇〇	〇・一三六

この表において、「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 供用開始の期日 平成十六年十一月二日
 三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 (一) 場所 建設交通部道路環境課

秋田県告示第八百七十一号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。
 平成十六年十一月二日

秋田県知事 寺 田 典 城

(二) 期間 平成十六年十一月二日から同月十五日まで

秋田県告示第八百七十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十六年十一月二日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 道路の区域

道 道	道路の種類		路 線 名	区 区	間 間	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
	新	旧					
秋田八郎潟線	新	旧	秋田八郎潟線	秋田市添川字境内川原二〇六番一地先から字添川一六八番六地先まで	間	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
	B					一三・五〇〇〇～九九・〇〇〇〇	〇・七六一

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
(一) 場所 建設交通部道路環境課
(二) 期間 平成十六年十一月二日から同月十五日まで

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十六年十一月二日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 道路の区域

道 道	道路の種類		路 線 名	区 区	間 間	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
	新	旧					
横手東成瀬線	新	旧	横手東成瀬線	平鹿郡山内村三又字落合六番一地先から六六番地先まで	間	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
	B			平鹿郡山内村三又字落合六番一地先から六六番まで		八・〇〇〇〇～二八・〇〇〇〇	〇・四七一

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
(一) 場所 建設交通部道路環境課
(二) 期間 平成十六年十一月二日から同月十五日まで

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成十六年十一月二日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県告示第八百七十四号

一 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区 間
県 道	横手東由利線	平鹿郡雄物川町沼館字板杭一七六番一地从先から字高畑二六五番一地从先まで

- 二 供用開始の期日 平成十六年十一月二日
- 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 - (一) 場所 建設交通部道路環境課
 - (二) 期間 平成十六年十一月二日から同月十五日まで

公 告

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、南秋田郡真崎堰土地改良区から次のとおり役員の退任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十六年十一月二日

- 一 退任理事の住所及び氏名
南秋田郡五城目町大川石崎家ノ前二十八番地 加藤 満 朗
- 二 退任監事の住所及び氏名
南秋田郡飯田川町飯塚字飯塚二十七番地 車屋 善 也

秋田県知事 寺 田 典 城

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、秋田県田沢疏水土地改良区からなされた新たな土地改良事業の施行に係る申請を適当と決定したので、同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十六年十一月二日

- 一 縦覧に供すべき書類の名称 土地改良事業（下野荒町地区県単小規模土地改良事業（かんがい排水））計画書及び定款の写し
- 二 縦覧期間 平成十六年十一月四日から同年十二月二日まで
- 三 縦覧場所 仙北郡美郷町役場仙南庁舎

秋田県知事 寺 田 典 城

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、阿仁町から協議があった土地改良事業（阿仁地区中山間地域総合整備事業）計画の変更について、平成十六年十月二十五日同意したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第十一項の規定に基づき、公告する。

平成十六年十一月二日

秋田県知事 寺 田 典 城

選挙管理委員会告示

秋選管告示第百三十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条、第七十五条、第七十六条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超える場合には、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は次のとおりである。

平成十六年十一月二日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

- 五十分の一の数 一九、二九〇
- 三分の一の数（選挙権を有する者の総数が四十万を超える場合には、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数） 二二七、四一一

秋選管告示第百三十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条の規定による選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合には、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成十六年十一月二日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

- 選挙区別
- 秋田市 八四、六五七
- 能代市 一四、七二七
- 横手市 一〇、九四九

雄勝郡	平鹿郡	仙北郡	由利郡	河辺郡	南秋田郡	山本郡	北秋田郡	鹿角市鹿角郡	大曲市	湯沢市	男鹿市	本荘市	大館市
一、二、五、一	一、八、四、七、九	三、一、七、一、〇	二、〇、八、五、八	五、二、二、二	一、九、八、八、二	一、三、三、三、三	一、七、九、五、四	一、二、六、〇、五	一、〇、六、六、四	九、三、六、二	八、三、七、一	一、二、一、三、七	一、八、〇、八、五

購読料金 発行 者

一月三千六百七十五円(税込) 秋田県 秋田市山王四丁目一番一号

印刷 所

秋田県山王七丁目五番二十九号 株式会社松原印刷 電話(0862)876600 FAX(0863)000055 E-mail:matsubara@matsubaranatsus.co.jp 秋田市山王七丁目五番二十九号 松原印刷

